

# 飯山庁舎屋根修繕仕様書

## 1 修繕概要

- (1) 工事名 飯山庁舎屋根修繕
- (2) 箇所 飯山市大字静間 長野県飯山庁舎
- (3) 内容 本館棟屋根の修繕

## 2 共通仕様

本仕様書に記載のない事項は、すべて公共建築工事（改修工事）標準仕様書最新版（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）によること。

## 3 特記仕様

### (1) 資材

本工事に使用する資材は、すべて新品とする。（再生品等の使用を指示した場合を除く）

### (2) 工事用電力、水等

本工事に必要な工事用電力、水等の費用はすべて請負者の負担とする。

### (3) 施工計画

契約後、速やかに施工計画書（工程、仮設、安全管理等）を作成し、発注者の承諾を得ること。

### (4) 諸官公庁手続き

官公庁への手続きは本工事に含むものとし、請負者がこれを行うものとする。

### (5) 下請人通知書

ア 下請契約締結後、速やかに下請人通知書を提出すること。

イ 記載内容は、称号又は名称、工種、契約額、建設業の許可状況等とし、下請金額に係らず一次下請に限り全て記載すること。

### (6) 施工体系図

ア 下請金額に係らず全ての工事について施工体系図を作成し、提出すること。

イ 施工体系図は、施工期間中工事現場に備え付けると共に、関係者及び公衆の見やすい場所に掲示すること。

### (7) 安全管理

ア 作業にあたっては、発注者と打合わせを行い、請負者の負担で安全確保に必要な措置を講じること。

イ 工事現場においては、労働災害、公衆災害の防止に努めること。

### (8) 工程管理

電気、ガス、水道等、施設の運営上に必要な機能を停止する場合は、事前に発注者と日程等を調整し、事故等を防止すること。

### (9) 産業廃棄物等の取扱

ア 発生材は、事故等の原因とならないよう、できるだけ速やかに場外へ搬出すること。

イ 廃棄物の種類別に徹底した分別を行い、できるだけ再資源化を図ること。

ウ 廃棄物処理について、請負者が自ら処理（分別、保管、収集、運搬及び処分）するときは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）」に基づき、適正に行うこと。

エ 廃棄物処理の全部又は一部を委託する場合は、廃棄物処理法に基づく処理を業とする許可を取得している者に委託すること。

また、施工前に産業廃棄物処理委託契約書と産業廃棄物処理業の許可証の写し、許可運搬車両一覧等をまとめた「廃棄物処理計画書」を提出すること。

オ しゅん工時に廃棄物の種別ごとに処理数量を集計し、積込み状況の写真、処分状況の写真、マニフェストA票、B2票、D票並びにE票の写しを添付した「廃棄物等処理報告書」を提出すること。（それぞれの提出は、法の定める期限内に行うこと。）

### (10) 過積載の禁止

資機材の運搬にあたっては、運搬車両の最大積載量を把握し、過積載を行わないよう計画した上で、記録を残すこと。

また、飛散の恐れがあるものは、飛散防止対策を十分に行うこと。

- (11) 清掃片付け  
施工中は常時後片付け及び清掃に心がけ、発生材及び塵芥が飛散若しくは堆積しないようにすること。
- (12) 環境への配慮
  - ア VOC対策として、有害化学物質等を含含有しないか含有量が少ない材料を選定すること。
  - イ 現場で使用する機械は、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型建設機械とする。
  - ウ 夜間、早朝等の稼働を避けること。ただし、発注者の承諾を受けた時はこの限りでない。  
なお、通行ルートは影響の少ないルートを選定すること。
- (13) 工事写真撮影要領
  - ア 着工前及び完了後の撮影は、同位置同方向とすること。
  - イ 施工中の撮影は、完了後に確認できない事項及び隠蔽となる部分に留意すること。
- (14) 一般工事書類等  
工事着手時及びしゅん工時に、別途指示する書類等を提出すること。
- (15) 疑義等  
本仕様書に明記のない事項に疑義が生じた場合は、発注者と協議し、指示に従うこと。
- (16) 創意工夫  
工事施工においては、創意工夫をもって望むこと。
- (17) その他
  - ア 暴力団関係者等から工事妨害による被害を受けた場合は、すみやかに被害届を警察に提出すること。
  - イ 工事工程を発注者と打ち合わせた上で着工すること。
  - ウ 改修終了後、各種試験、測定を行い、結果を報告すること。
  - エ 居ながらの工事となるため、騒音、振動を伴う作業は発注者と調整を行うこと。
  - オ 工事は原則として、平日の8時30分から17時15分の間に行うこと。ただし作業の内容等により、この時間以外に行う必要がある場合は、発注者と協議して指示に従うこと。
  - カ 工事の際には、舗装に施工時に支障のある物品等の移設を行うこと。